

### ★ 高額療養費制度

高額療養費とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額を超えた分（自己負担限度額）があとで払い戻される制度です。医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」を提示する方法が便利です。

手続きは加入している保険により異なります。詳細は、加入している保険者に問い合わせてください。

- ・国民健康保険：各市区町健康保険担当課
- ・それ以外の保険：加入先保険者（保険証の発行機関）

### ★ 限度額適用認定証

限度額適用認定証を御利用になると、窓口での支払いが限度額までとなり、高額療養費（払い戻し）の申請が不要になります。医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」の申請をお願いします。手続きは、加入している保険により異なります。詳細は加入している保険者に問い合わせてください。

- ・国民健康保険：各市区町健康保険担当課
- ・それ以外の保険：加入先保険者（保険証の発行機関）

※同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。

### ★ 無料低額診療事業

生活困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金で診療を受けることができます。

詳細につきましては、それぞれの事業所に直接お問い合わせください。

医療機関名	所在地	電話番号
三島共立病院	三島市八反畑 120-7	055-973-0882
聖隸沼津病院	沼津市本字松下七反田 902-6	055-952-1000
賛育会東海診療所 ※休止中	御前崎市池新田 4090-1	0537-86-2190
農協共済中伊豆 リハビリテーションセンター	伊豆市冷川 1523-108	0558-83-2111
伊東市民病院	伊東市岡 196-1	0557-37-2626
静岡済生会総合病院	静岡市駿河区小鹿 1-1-1	054-285-6171
静岡田町診療所	静岡市葵区田町 5-22	054-253-9101
浜松佐藤町診療所	浜松市中央区佐藤 1-22-22	053-465-0210
生協きたはま診療所	浜松市浜名区高畑 18	053-584-1550
天竜厚生会診療所	浜松市天竜区渡ヶ島 221	053-583-1181
天竜厚生会第二診療所	浜松市天竜区渡ヶ島 216-3	053-583-0022

➤ 経済的支援として、以下のような制度があります。

★ 政府保障事業

加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。

【窓口】損害保険会社

★ 奨学金の貸与

交通事故が原因で亡くなった人又は重度の後遺障害が残った人の子を対象に、高等学校以上の学費について奨学金を無利子で貸与します。(一部給付制度があります。)

【窓口】公益財団法人交通遺児育英会

★ 交通遺児育成基金制度

国内で発生した交通事故により保護者を亡くした満16歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から、拠出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、この拠出金を同基金が安全・確実に運用し、これに国や民間からの援助金を加えて、本人が満19歳に達するまで育成給付金が給付されます。

【窓口】公益財団法人交通遺児等育成基金

★ 介護料支給、各種貸付等

自動車事故を原因として、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について當時又は随時の介護が必要な方に介護料が支給されます。

また、交通遺児等貸付、不履行判決等貸与、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付などがあります。

【窓口】独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ) 静岡支所

★生活資金、緊急時見舞金

自動車事故被害者家庭のうち特に生計困窮度の高い家庭に対し、越年資金、入学支度金、進学等支援金、緊急時見舞金を給付しています。

➤ 緊急時における安全の確保及び一時保護が必要か検討します。

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人宅や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合には、女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）の一時保護についての情報提供を行います。女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）では、保護命令申立てや住民基本台帳等の閲覧制限、健康保険被扶養者認定等の取扱などの手続について相談できます。

【窓口】市町、配偶者暴力相談支援センター（県、富士市、静岡市、浜松市）県健康福祉センター（賀茂、東部、中部、西部）

➤ 再被害防止のためには、以下のような制度があります。

★ 保護命令（※令和6年4月1日以降の内容となります）

裁判所が加害者に対して発する保護命令には、接近禁止命令（1年間）、退去命令（原則2か月）、電話等禁止命令があります。保護命令に違反した場合は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処せられます。

※ 接近禁止命令：被害者の身邊につきまとい、又は被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを1年間禁止するもの。被害者本人に対する接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、同居する未成年の子どもや被害者の親族等に対する接近禁止命令も申し立てができる。再度の申立ても可能。

※ 退去命令：被害者と共に生活の本拠としている住居から原則2か月間退去することを命じるもの。例外として、住居の所有者または賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、6か月間とする。

※ 電話等禁止命令：接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、被害者への面会要求や無言電話、緊急時以外の連続した電話・FAX・メール・SNS等送信、性的羞恥心を害する事項の告知、位置情報の無承諾取得を禁止するもの。被害者本人に対する接近禁止命令と併せて、同居する未成年の子どもに対する電話等禁止命令も申立てができる。

【窓口】警察署、配偶者暴力相談支援センター、地方裁判所

★ 住民票の写しの交付等の制限

配偶者からの暴力から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探される可能性がある書類を加害者が請求しても、市町長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申し出を受けた市町長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

【窓口】市町

### ★基礎年金番号変更処理

配偶者DV被害者または、親族間DV被害者は、年金相談や年金加入期間照会等に際して、被害者本人以外の者への回答が行われないようにするために、年金事務所に申出することにより、基礎年金番号を変更することができます。

申出にあたっては、配偶者・親族からの暴力被害者であることが確認できる書類として以下のいずれかの書類を御用意ください。

- ① 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する保護命令決定通知書
- ② 裁判所が発行する保護命令にかかる証明書
- ③ 住民基本台帳事務における支援措置申出書の写し
- ④ その他、①～③に準ずる公的機関が発行する証明書

【窓口】年金事務所

➤ **配偶者からの暴力から逃れられない理由の一つとして、経済的自立の困難が挙げられます。そのため、以下のような制度を活用し、自立を図ることも有効です。**

### ★ 就労や能力開発に関する相談

求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。

【窓口】ハローワーク

### ★ 公共職業訓練

職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。

【窓口】ハローワーク、公共職業能力開発施設

### ★ 訓練手当

母子家庭の母等が公共職業訓練を受ける場合に、一定額を支給します。

【窓口】ハローワーク

### ★ 母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

【窓口】母子家庭等就業・自立支援センター（本所、東部・中部・西部支所）

### ★ 母子自立支援プログラム策定等事業

福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

【窓口】各政令市担当課

被害 類型	(6) ストーカー被害に遭った人への対応	
	<p>「ストーカー」とは、特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかつたことへの恨みの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人に対して、「つきまとい」又は「位置情報無承諾取得等」を繰り返し行うことをいい、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」で規制されています。</p>	
<b>「つきまとい等」及び「位置情報無承諾取得等」</b>		
つきまとい等		具体例
特 徴	1 つきまとい等、待ち伏せ、見張り、押しかけ、うろつき	通勤・通学途中など行く先々で待ち伏せされる。自宅付近をうろつかれる。等
	2 監視していると伝える行為	帰宅直後に「おかえりなさい」などと電話やメールをしてくる。等
	3 面会、交際、義務のないことを行うことを要求	拒否しているにもかかわらず、面会や交際、復縁を求めてくる。等
	4 著しく粗野または乱暴な言動	大声で「バカヤロー」などの粗野な言葉を浴びせられる。等
	5 無言電話、連続した電話・FAX・手紙・メール・SNS のメッセージ 等	拒否しているにもかかわらず、携帯電話や自宅、会社に何度も電話をかけてくる。等
	6 汚物等の送付	汚物や動物の死体など、不快感や嫌悪感を与えるものを自宅や職場に送り付けられる。等
	7 名誉を害する事項を伝える行為	あなたの名誉を傷つけられるような文章などをインターネットに掲載される。等
	8 性的羞恥心を害する事項を伝える行為	わいせつな写真などを送り付けられたり、インターネットに掲載される。等
位置情報無承諾取得等		具体例
	1 GPS 機器等を用いて位置情報を取得する行為	アプリケーション等を用いて、あなたの承諾なくスマートフォンの位置情報を知られる。等
	2 GPS 機器を取り付ける行為等	あなたの所有物に承諾なく GPS 機器を取り付けられる。等